

立会人謝金支払業務費積算基準（案）【試行】

第1 適用範囲

この立会人謝金支払業務費積算基準（案）は、九州地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要となる土地等の取得等に伴う土地の境界確認又は建物、工作物等の調査のために立会を実施する場合において、別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の予定価格を積算するときに適用する。

第2 歩掛等

事業用地の取得等に伴い実施する土地の境界確認又は建物、工作物等の調査のために立ち会った者で、立会人謝金支払対象者に対して立会人謝金を支払う業務であり、これに要する直接人件費の積算は、表1により行うものとする。

表 1

作業工程及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					計
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
立会人謝金支払 1 権利者当たり			0.01	0.01		内			1	1				0.01	0.01		0.02
			0.02	0.02		外			1	1				0.02	0.02		0.04
			0.03	0.03		計								0.03	0.03		0.06

注1 変化率、精度管理費係数、機械経費率、通信運搬費等率、材料費率は適用しない。

注2 立会人謝金支払に要する直接人件費等は諸経費の対象とし、立会人謝金は諸経費の対象としない。

また、1 権利者当たりの立会人謝金は、国土交通省等が決定する公共工事設計労務単価（各県別・4月1日時点）の軽作業員単価の1/2（100円未満切り捨て）とし、別途計上するものとする。なお、終日の作業となった場合は、1日の単価とすることができるものとする。

附 則

この通知は、令和4年8月26日以降に入札手続を開始する業務から適用するが、既に契約し履行中の業務及び入札手続中の業務においても適用できるものとする。